

日本セラミックス協会フェロー表彰規程

2024年11月28日改訂 理事会承認

(総則)

第1条 本規程は、公益社団法人日本セラミックス協会（以下「本会」という。）が細則 別表.6 に定める日本セラミックス協会フェロー表彰について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 日本セラミックス協会フェロー表彰は2部門とし目的は次の通りとする。

正式な称号は「日本セラミックス協会フェロー」とする。本規程では区別のため「国内フェロー」、「国際フェロー」と表記する。また、推薦募集や表彰式等で区別が必要な場合は国際フェローを「日本セラミックス協会フェロー（国際）、CerSJ Fellow (International)」と表記する。

1) 国内フェロー

国内フェローは、本会における継続的な活動を通じて、セラミックス分野の発展に顕著な業績を挙げた本会個人会員を本会として称え、本会を代表するに相応しい会員としての活動を続けていただくとともに、本表彰により会員の本会活動に対する参加意欲の増大を促し、セラミックス分野の更なる発展を図ることを目的とする。

2) 国際フェロー

国際フェローは、本会ならびにセラミックス分野の発展に顕著な業績を挙げた海外在住の者を本会として称え、受賞後も国際交流活動を通じて、本会への貢献を続けていただくとともに、本表彰により本会の国際交流・国際化の推進ならびにセラミックス分野のさらなる発展を図ることを目的とする。

(候補者推薦の基準)

第3条 フェロー候補者の推薦基準は、セラミックスに関する学術・研究活動、産業技術の開発・育成、教育に関する活動を通じて、セラミックス分野ならびに本会の発展に貢献し、顕著な業績を挙げ、今後も本会を代表するに相応しい活動を続けていただける者とする。

(被推薦者資格)

第4条 本表彰の対象者は次のとおりとする。

1) 国内フェロー

- (1) 原則として本会会員歴5年以上の個人会員とする。
- (2) 第4条に規定されている会員歴算定期日は、いずれも表彰の年の4月1日現在とする。
- (3) 会員歴の算定は、継続した会員歴を原則とする。事務処理内規第13条に準じ「復会」となった場合は中断前の会員歴を加算して算定することができる。
- (4) 名誉会員は国内フェローの候補者にはなれない。

2) 国際フェロー

- (1) 原則として海外在住者とする。
- (2) 名誉会員は国際フェローの候補者にはなれない。

(表彰の件数)

第5条 表彰の件数は次の通りとする。

1) 国内フェロー

- (1) 表彰の件数は、表彰委員会にて決定し、募集要項に掲載する。その際、フェローの人数を、中長期的に見て本会個人会員数の約5%に収まるようにする。
- (2) 前項で記載したフェローの人数の定義には、70歳以上のフェローの人数は含めないものとする。

2) 国際フェロー

毎年度、若干名とする。

(選考委員会)

第6条 候補者選考のため、日本セラミックス協会フェロー表彰候補者選考委員会を設置する。

フェロー表彰の内規については別途定める。委員会は、推薦された候補者の中からフェロー表彰にふさわしい候補者を選考し、理事会に推薦する。ただし、フェロー表彰の推薦者および表彰候補者は選考委員会の構成員になることができない。

(フェロー表彰候補者の推薦)

第7条 表彰候補者を推薦する有資格者及びその推薦条件は次の通りとする。

1) 国内フェロー

- (1) 推薦有資格者は、フェローおよび名誉会員とする。
- (2) 表彰候補者の推薦件数
1名の表彰候補者の推薦には、推薦有資格者5名の推薦者を必要とする。その場合、同一の推薦有資格者が同時に複数の候補者の代表推薦者になることはできない(代表推薦者は1名しか推薦できず、他の共同推薦者となることは不可とする)。代表推薦者を除く推薦者(共同推薦者)については1名の推薦有資格者が2件まで共同推薦者を兼ねることができるものとする。
- (3) フェロー表彰候補者の推薦は推薦有資格者により提出された推薦書に基づく。推薦書の書式については別途定める。
- (4) 提出された推薦書は翌年度末まで有効とする。なお、翌年度に同一被推薦者の推薦書が提出された場合、以前に提出された同一被推薦者の推薦書は無効とする。

2) 国際フェロー

- (1) 推薦有資格者は、フェロー、名誉会員、支部長、部会長、常設委員会委員長(国際交流委員長を除く)、および国際交流委員会委員長経験者とし、選考委員会の下に設置される日本セラミックス協会国際フェロー候補者推薦委員会(以下、国際フェロー推薦委員会)宛に、表彰候補者を推薦する。
- (2) 表彰候補者の推薦件数
1名の推薦有資格者が推薦できる候補者数は1名とする。
- (3) 国際フェロー推薦委員会は、過去5年間に推薦された候補者の中から国際フェローにふさわしい候補者を選考し、選考委員会に推薦する。その際、より詳細な候補者情報の提出を推薦者に求めることができる。
- (4) 国際フェロー推薦委員会の構成員については別途内規に定める。

(5) 表彰候補者およびその推薦者は、国際フェロー推薦委員会の構成員になることができない。

(推薦手続)

第8条 フェロー表彰候補者推薦の方法は、次のとおりとする。

- 1 会員には、毎年本会ホームページおよび協会誌「セラミックス」にフェロー表彰推薦募集要項を会告して知らせる。
- 2 推薦有資格者には、書面をもって推薦を依頼する。
- 3 推薦者は、所定の書式による推薦書を協会に提出するものとする。
- 4 推薦書の提出期限を過ぎたものは受理しない。

なお、上記1および2の手続きにおいては、候補者推薦の基準、被推薦者資格、および表彰について、明記するものとする。

(受賞者の決定)

第9条 フェロー表彰候補者選考委員長は、日本セラミックス協会フェロー表彰候補者選考委員会におけるフェロー表彰候補者の選考結果を理事会に報告し、承認を得て決定する。

(公表)

第10条 理事会はフェロー表彰の受賞者決定後、すみやかに受賞者に通知し、かつ協会誌および本会ホームページに選考委員会委員名とともに公示する。国際フェローについては、学術論文誌Journal of the Ceramic Society of Japanでも公示を行う。

(表彰)

第11条 表彰は、会長名によって次のとおり行う。

1) 国内フェロー

本会の定時総会終了後に開催される表彰式で表彰を行うものとする。受賞者には、日本セラミックス協会フェローの称号の証書を贈呈する。

2) 国際フェロー

本会の年会もしくは本会主催の国際会議等の会期中に開催される表彰式で表彰を行うものとする。受賞者には、日本セラミックス協会フェローの称号の証書を贈呈する。

(称号の期限)

第12条 称号の期限は次のとおりとする。

1) 国内フェロー

日本セラミックス協会フェローの称号を授与された者は、本会会員である期間においてその称号を名乗ることができるものとする。

2) 国際フェロー

日本セラミックス協会フェローの称号は無期限とする。

(日本セラミックス協会フェロー称号のはく奪)

第13条 公序良俗に反する内容の行為等を理由として、理事会で称号はく奪の決議が行われた

場合、日本セラミックス協会フェローの称号をはく奪する。

(規程変更の手続き)

第14条 この規程を変更する場合は、表彰委員会の議を経て、理事会の承認を得て行うものとする。

2014年11月26日制定 理事会承認

2015年11月26日 付則2一部追記 理事会承認

2017年11月28日 一部変更 理事会承認

(被推薦有資格者に既名誉会員を含まない旨を明記および付則3を追記)

2018年3月5日 第4条第3項変更 理事会承認

2018年11月29日 第4条第4項および第7条第2項変更 理事会承認

2021年2月26日 第7条1項、2項および第8条2項変更 付則削除 理事会承認

2023年5月16日改訂 理事会、委員会構成変更にともない第13条改訂 理事会承認

2024年7月19日改訂 国内フェロー人数の定義追記、国際フェローの部門追加にともない全面改訂 理事会承認

2024年11月28日改訂 第1条 細則別表に準拠する文言追加にともなう改訂 第7条 ストック方式導入にともなう改訂 理事会承認